

特定器材マスターの改定について

下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。
なお、内容については別紙をご確認ください。

記

- 1 平成 30 年 8 月 31 日付け厚生労働省告示第 313 号に基づく新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：4 コード）
※ 適用年月日は平成 30 年 9 月 1 日であることから、平成 30 年 8 月診療分以前の電子レセプトには使用することのないようご留意願います。
- 2 平成 30 年 8 月 31 日付け厚生労働省告示第 314 号に基づく材料価格の変更（変更区分「5」：1 コード）
※ 適用年月日は平成 30 年 10 月 1 日であることから、平成 30 年 9 月診療分以前の電子レセプトには使用することのないようご留意願います。
- 3 平成 30 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 47 号「別表Ⅸ 経過措置」(2)に基づく特定器材コードの廃止（変更区分「9」：1 コード）
※ 廃止年月日は平成 30 年 8 月 31 日であることから、平成 30 年 9 月診療分以降の電子レセプトには使用することのないようご留意願います。

別紙_特定器材マスター登録内容の一部変更

| 別表 番号 | 区分 番号 | 特定器材コード | 特定器材名・規格名 | 金額 種別 | 金額 | 変更 区分 | 変更箇所 | 変更後 | 変更前 | 備考 |
|----------|----------|-----------|-----------------------------------|----------|---------|----------|------|-------|-------|--|
| 2 | 64 | 710011065 | 骨充填用スペーサー | 1 | 3,400 | 3 | | 新設 | | |
| 2 | 120 | 710011068 | 生体弁（異種心膜弁（2））・指定番号 | 1 | 984,000 | 3 | | 新設 | | 承認番号「22900BZX00053000」を付与された材料は、平成32年3月31日までの間この金額となります。 |
| 2 | 133 | 710011066 | 血管内異物除去用カテーテル（大血管用ローテーション シース） | 1 | 263,000 | 3 | | 新設 | | |
| 2 | 201 | 710011067 | 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム | 1 | 493,000 | 3 | | 新設 | | |
| 6 | 10 | 710010180 | 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上JIS適 合品） | | | 5 | 金額 | 2,356 | 2,227 | |
| 2 | 133 | 710011002 | 体温調節用カテーテル（体温管理型）・指定番号 | 1 | 89,100 | 9 | | 廃止 | | |